

あなたも『認知症サポーター』 になりませんか？



年齢を重ねて、たとえ認知症になっても地域で安心して過ごしていくためには、地域の見守り・支え合いがとても大切です。

一人でも多くの方が、認知症について正しく理解し、認知症の方が住み慣れた地域で安心して住み続けられる白鷹町を目指していきます。

■町内には、9月末現在で2354名の「認知症サポーター」がいます。

・「認知症サポーター」は認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を地域で温かく見守っている応援者です。何か特別なことをするのではなく、関わり方を周りの人に伝えたり、困っている方に声をかけたなど自分のできる範囲で活動をしています。

■「認知症サポーター養成講座」を受講することでサポーターになることができます。

- ・毎年、小学5年生、中学2年生に受講いただいています。
- ・企業や地域の方など、お仕事や活動の中でのサポーターも求められてきています。

■受講修了者にはオレンジリングを差し上げます。

- ・オレンジリングには、認知症の方を応援するという意味が込められています。



「地域での見守り・支え合いの活動」が広がっています！ ～山峡紅の里チームオレンジの活動紹介～

十王地区では、地域福祉の充実を図るため、昨年度、地区の方が中心となって話し合いを重ね、福祉分野の行動計画である「十王地区福祉活性化プラン」を策定しました。

その中で、見守り・支え合いのさらなる推進を図るため、7名の方が認知症サポーターとなり、「山峡紅の里チームオレンジ」を設立し、地区の中で見守り活動を行ってきました。

この10月からは、認知症サロンと地域食堂を組み合わせた地区の新しい集いの場として「十王オレンジカフェ」が始動。初日となった10月12日には、約17名が参加し、デマンドタクシーについて町職員と情報交換を行ったあと、みんなで芋煮を食べました。参加者の方からは、「集まる機会が減っていたので、みんなと話ができてうれしい」「こういう会があるならまた来てみたい」などの声が寄せられました。

十王オレンジカフェは、毎月第2木曜日に11時から十王地区コミュニティセンターで開催中です。認知症の方に限らず誰もが参加でき、食事やお茶をしながら、参加者同士で会話を楽しむことのできる、地区での見守り・支え合いの拠点が増えました。詳細は十王地区コミュニティセンター（☎85-2102）へお問い合わせください。



チームオレンジとは

認知症サポーターがチームを組み、認知症の方や家族に対する生活面の早期からの支援等（見守り、話し相手、困りごとのお手伝いなど）を行う取り組みをいいます。

一定の要件を満たす必要はありますが、認知症サポーター養成講座を受けたのち、ステップアップ講座を受講し、チームオレンジとして活動することができます。

認知症サポーター養成・ステップアップ講座のご依頼は地域包括支援センター係まで

地域包括支援センター係では、上記の講座を開催しています。講座は、それぞれ1時間30分程度です。少人数でも構いません。講座の依頼はもちろん、活動に興味がある方は、地域包括支援センター係（☎86-0112）までお問い合わせください。

◆国民健康保険の届出の一部をオンラインでも受け付けています

マイナンバーカードをお持ちの方で、署名用電子証明の発行を受けている方の国民健康保険の次の届出は、オンラインでも受け付けています。

1. 国民健康保険の加入の届出
2. 国民健康保険の脱退の届出
3. 国民健康保険被保険者証等の再交付申請



※国民健康保険の届出ができるのは、本人、世帯主、同一世帯員の方のため、委任状が必要な代理人の方は、オンライン申請の利用はできません。

オンライン申請手続きサイトへは、右の二次元コードを読み取っていただくか、町のホームページから手続きサイトへアクセスできます。

オンライン手順の操作方法は、町のホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。



◆産前産後期間の国保税が免除されます

令和6年1月から、出産する国保被保険者の国保税の『所得割・均等割』が、産前産後期間の4か月分（多胎妊娠の場合は6か月分）免除されます。

詳しくは、町のホームページをご覧ください。

（国民健康保険税のページに記載しております。）



◆医療費通知（年間分）をお送りします

国民健康保険に加入されている方に、令和4年11月から令和5年10月診療分までの年間の医療機関受診の状況や、医療費負担の状況をご確認いただける「国民健康保険の医療費のお知らせ」をお送りします。

このお知らせは、確定申告時の医療費控除の添付書類としても利用できますので医療費控除を申告される予定の方はなくさないように大切に保管しておいてください。

令和5年分の医療費控除は、令和5年の1月から12月までに支払った医療費の負担が対象になりますが、医療費通知（年間分）には、令和5年10月診療分までしか記載されません。令和5年11月、12月支払い分については医療機関から発行される領収書により確認し、医療費通知に記載された医療費負担額に加算していただく必要があります。

医療費通知（年間分）は、令和6年1月下旬の発送を予定しております。

保 険 者					
被保険者番号・番号					
このお知らせは、 ・医療費や保険料(税)の請求書ではありません。 ・医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として取り出すことができます。 ・令和3年11月から令和4年10月までの1年間にかかった医療費を表示しています。 ※裏面をご覧ください。					
国民健康保険の医療費のお知らせ					
あなたご家族で病気や怪我のために国民健康保険で受診された医療費をお知らせします。 ご家族の医療費がどのくらいかかっているかをご確認いただき、健康増進に対する関心を高めるためにも、健康な状態をつくるための努力にしていってください。					
医療を受けた方	医療機関等の名称	受診年月	診療日数	医療費の総額(円)	支払った医療費の額(円)